

課題整理（案）

効果的な公害防止取組に向けた課題として、何が挙げられるか。
各課題に対して、どのような具体的対応策が考えられるか。
各課題を詰めていく上で、今後どのような作業を進めていくべきか。

検討のスコープ

公害のうち、大気汚染防止、水質汚濁防止（大気及び水質に係るダイオキシン対策を含む）の規制法令に係る事項を中心とする（関係する条例や協定についても検討が及ぶことがある）
事業者の自主的な内部的取組の推進については、先の「環境管理における公害防止体積の整備の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「事業者向けガイドライン」との関係に配慮する。

<考えられる課題>

(1) 基準や測定方法、運用の明確化について

一部の事業者において、どのような場合にどのような測定方法に基づいて測定した場合に排出基準違反となるのかが十分に理解されていない。他方、地方自治体においても自治体間における解釈の違い、担当者による解釈の違い等が指摘される。このような状況に対し、基準超過となる場合や測定方法及び法令等の運用の一層の明確化を図ることで、事業者や行政が取組を実施しやすくすべきではないか。

事業者が自主的に法令等以上の取組（測定等）を行っている場合、基準や測定方法等の明確化がその取組意欲を阻害せず、むしろ増進するようにすることが重要ではないか。

大気汚染防止法では、測定方法を法令で規定し、都道府県・大防法政令市宛に通知が発出されているが、その内容がすべての工場等の現場に広く浸透しているとはいえない。

水質汚濁防止法では、測定方法に係る法令上の定めはない。自治体が条例等で規定している例あり。

事業者においては、法令、条例、協定に基づく措置が混同されている面がある。

(2) 情報公開・開示等について

企業の社会的責任が重みを増し、事業活動と環境との関わりに関してステークホルダーに対する説明のニーズが高まっている。また、自治体の体制面からは事業者からの報告を一手に自治体が受けて公害防止管理を行うことは現実的でないと指摘もある。このような状況の中で、効果的な公害防止管理に、どのように情報の公開や開示を活かしていくことが考えられるか。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、測定データ等の報告や公表、開示に関する規定はない。ダイオキシン類特別措置法では自治体への報告義務及び自治体による公表規定がある。条例や協定では、自治体への報告、自治体による公表を規定しているものがある。

一定の化学物質や温室効果ガスについては、化学物質排出把握管理促進法や地球温暖化対策推進法に基づき、排出量の公表・開示がなされている。

また、「環境報告書」を公表する企業が増えており、公害防止管理の観点からもその更なる活用が検討できないか。

環境省では環境報告ガイドラインを公表。また、環境配慮促進法が制定されるなど、環境報告書の取組の促進が図られている。

(3) 改ざんに対する厳正な対処について

測定データの改ざんは、法令等による規制の信頼性を揺るがす行為であり、不適正事案のうち排出基準の超過と区別した上で、罰則の適用などの厳正な対処が必要ではないか。その際、厳正な対処によって却って改ざんが助長されないようにすることが重要ではないか。

現在、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法には一定の場合を除き、測定記録義務違反及び改ざんに対して罰則が設けられていない。

(4) 事業者における公害防止体制及び取組について

各事業者においては、各種公害防止法令を遵守するため、その施設の規模、業種及び工程等の状況を踏まえ、効果的な公害防止管理の推進に向

けて、適切な体制を構築するとともに様々な取組が行われている。そのような自主性を尊重しつつ、積極的な取組に対してインセンティブが働くような適切な公害防止管理を誘導する方策が重要ではないか。

公害防止管理者制度をより有効に活用するためには、どのような方策が考えられるか。

(5) 技術的事項について

大気汚染防止法に係る最近の排出基準超過の原因の多くが燃料転換への対応不備等の技術的要因によるものとも考えられる。各事業者における個別の管理体制の強化を超えて、技術的な対応で改善が期待できる事項は考えられるか。

使用燃料、施設の点検頻度・方法など、法令に基づく届出事項や様式を変更・拡充することなどにより、技術的観点から事業者による管理や行政によるチェックの促進が期待できることはないか。

(6) 立入検査等について

事業者への立入検査や報告徴収は引き続き行政による公害防止管理の中核を担うものとして重要である。他方、自治体において立入検査等を担当できる人員数及びその経験年数は横ばいしないし減少しているなど、必ずしも体制は十分でない。このような状況の中で、立入検査等の効果及び効率を上げていくためにはどのような方策が考えられるか。立入検査の実施体制や方法、検査項目などはどうあるべきか。

水分野では、「立入検査マニュアル策定の手引き」を平成18年4月に作成・公表。大気分野でも立入検査の促進手法について検討していく予定。

多くの自治体で立入検査マニュアルの作成や見直しを実施。

行政における体制を補うため、立入検査等の分野で民間活力を活用することは考えられるか。

(7) 自治体におけるその他の取組促進について

環境省と自治体、及び自治体同士の情報交換や意見交換の機会は十分でないことから、その強化を検討すべきでないか。

隣接自治体との情報交換等の場を大気では6割、水質では4割の自治体を持っていない。

環境省では大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の担当者会議をそれぞれ毎年 1 回開催しているが、情報交換等の時間は限られる。

(8) その他